



広報

せきかわ水系

水と里ネット新潟
マスコミキャラクター



2013.1.1

第16号



▲防草シートをピンで固定する作業員
(津有南部第2地区:上越市稲地内)

▲畦畔雑草の軽減に向け県内外の関係者から期待が寄せられている防草シート布設工事(高土西部地区:上越市稲地内)

防草シート布設工事などを実施

～農作業の負担軽減と環境保全に向けて～

当土地改良区では、「農業体質強化基盤整備促進事業」に取り組んでいます。

経営規模の拡大や戦略作物の生産促進を目的とした事業で、畦畔除去などによる区画の拡大とともに、農用地の保全として防草シートの布設が初めて組み込まれました。

同事業では、この他にも用排水路の整備や暗渠排水など、生産基盤強化に直結する豊富な事業内容が盛り込まれており、平成25年度も継続されます。

(関連記事はP4～5)

Contents もくじ

理事長年頭あいさつ	2
県技連表彰・上江幹線水路災害復旧工事	3
県営・団体営事業の実施状況	4～5
平成23年度決算報告	6～7
21創造運動・職場体験・研修視察来訪	8～9
おしらせ	10～12

土地改良区の概況

- 面積 6,767 ha
- 組合員 6,018 名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面 14 番地 1
 TEL【総務課】 025-522-5722 FAX 025-522-5724
 【業務課】 025-522-5723
 025-522-2447
 【ダム管理課】 025-524-8800

- 発行：関川水系土地改良区
- 責任者：理事長 瀧澤純一
- 編集：総務課

URL <http://www.sekikawasuikei.com> E-mail info@sekikawasuikei.com



理事長年頭あいさつ



関川水系土地改良区
理事長
瀧澤 純一

おめでとう

新年明けましておめでとうございます。

組合員各位におかれましてはご家族おそろいで新春を迎えられたことと存じます。皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は26年ぶりの豪雪に見舞われその融雪が原因とされる3月7日に発生した管内国川地内の大規模な地すべりにより住家4棟、非住家7棟の倒壊を始め農地や農業用施設も押し潰されました。改めて被災された方々にお見舞い申し上げます。当土地改良区が維持管理しております上江幹線用水路も120mにわたり被災し、受益水田2,100haの作付けが一時はどうなるか心配されましたが国、県、市・関係機関の方々の連携プレーによって見事仮廻し水路が完成し平年どおりの作付けが出来ました。関係各位に感謝申し上げます。

異常気象といわれた昨年の天気でしたが、7月下旬～9月中旬にかけて、30度を越す真夏日を記録しました。そんな猛暑の中で野尻湖からは7月24日、笹ヶ峰ダムからは7月27日に放流を開始し、それぞれ9月4日、同6日に止めました。

改めて先人の偉業に感謝をしておるところです。

状況は、上越地域で102のやや良ということですが、一等米比率が50%と前年を大きく下回り今後の課題を残しました。これらの原因を究明し良質米生産基地の土地改良区としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

本年、特に重点的に取り組む事務事業は次のとおりです。



上江幹線用水路災害復旧事業

上越市からの受託事業として県が昨年10月10日入札執行され、田中産業㈱が落札、請負額90,090千円で、工期は10月12日～本年3月15日までで、春の通水までに完了することになっております。事故なく工期内に竣工することを願っております。



▲急ピッチで進む災害復旧本工事
(上越市板倉区国川地内)

県営ほ場整備事業の促進

6地区を継続実施しておりますが、24年度当初割当13億7,400万円に追加割当が3地区で1億3,000万円、国の予備費からの補正4地区で5億2,400万円、計20億2,800万円と前年を大きく上回る割当てを頂き感謝しております。これも実施地区各位の熱意が国、県、市の関係者に通じたものと思っております。引き続き早期完工を目指し要望活動を推進して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

国営かんがい排水事業

「関川二期地区」の進捗状況

笹ヶ峰ダムの老朽化、施設設備の劣化により改修が急務であります

が、当初計画を1年前倒しして、平成26年度からの着工が決まりました。関係者のご理解とご尽力に感謝しております。25年度に事業計画書が作成され、事業内容・事業費が決定されますので当土地改良区として、土地改良法の手続き(同意徴集)を速やかに進めたいと思っております。ご理解、ご協力をお願いいたします。本事業の中で小水力発電所設置や幹線用水路の補修も要望しております。



▲第3回関川二期地区営農検討委員会
(関川水系土地改良区：上越市長面)

2地区の団体営事業が

24年度で完了

23年度に着工した基幹水利施設ストックマネジメント事業「高土地区」、基盤整備促進事業「三田地区」のいずれも幹線排水路の改修ですが予算が順調に配当され当初予定より1年早く完了することを大変嬉しく思っております。

農業体質強化基盤整備
促進事業の取り組み

平成23年度末に創設された本事業ですが、いち早く「関川地区」として27件の工事が、1億8,349千円で一括して採択され刈取りを待つて発注されました。入札差額や工事変更により10工事が追加され春耕に間に合わせるべく工事が進められております。農地・農業水利施設の小規模な補修・整備に取り組み、事業費負担の軽減には有効な事業です。25年度も取り組みを、すでに要望を取りまとめ申請しております。

当土地改良区の実施している主な事業を申し上げますが、6土地改良区が合併してから今年で7年になります。名実共に健全財政はもとより統一した維持管理を目指します。皆様方のさらなるご理解とご協力を申し上げます。



▲排水路切替
(上越市中田新田)



関川水系土地改良区ジオラマ
「広報大賞」「優秀賞」受賞

平成24年6月12日、新潟市中央区の新潟県民会館小ホールにおいて、新潟県農村振興技術連盟による平成23年度広報大賞の表彰式が行われました。

広報大賞は、新潟県農村振興技術連盟が、県内の農業農村整備事業に関する広報活動の面で特に顕著な功績のあった団体に対し毎年表彰しているもので、今回で9回目になります。

「関川水系土地改良区ジオラマ」を活用して、毎年学習会を開催しているほか、県内外の環境フェア等に展示していることが認められ、広報大賞「優秀賞」を受賞しました。今後も積極的にジオラマなどを活用して啓発に努めていきます。



▲表彰状を授与され感無量の瀧澤理事長
(新潟県民会館：新潟市中央区)

上江幹線水路災害復旧日本工事起工
安全祈願祭を挙行

板倉区国川で発生した地すべりにより、上江幹線水路も損壊しました。上越市が災害復旧事業の事業主体となり、災害復旧事業委託申請を受けて、新潟県上越地域振興局が工事発注を行いました。災害関係担当者の迅速な対応もあって、4月20日に仮復旧工事として迂回水路が完成し、例年どおりの作付けが可能となりました。

平成24年9月5日、上江幹線水路の本復旧工事予算が、上越市議会9月定例会において、全会一致で可決されたことを受けて、新潟県上越地域振興局がこれを受託し、工事発注を行いました。

本格的な工事を迎え、平成24年11月6日に請負業者(田中産業株)・当土地改良区役職員の参列により、工事の安全と1日も早い復旧復興を



▲上江幹線水路の災害復旧日本工事
(上越市板倉区国川地内)



▲しめやかに執り行われた安全祈願祭
(上越市板倉区国川地内)

願い、しめやかに安全祈願祭が挙行されました。工期は昨年10月から始まり、今年の3月に完成予定です。工事概要は次のとおりです。

工事名	耕地災害復旧受託事業
工期	平成24年10月12日～平成25年3月15日
工事費	90,090千円
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用水路復旧工 L=120.0m ・ 上下流部取付工 N=2か所 ・ 仮用水路撤去工 L=355.8m ・ 大排水路撤去工 L=11m ・ 田面復旧工 A=1.36ha
事業主体	上越市
受託機関	新潟県上越地域振興局
請負業者	田中産業株



▲面整地工事（上越市三和区田内地内）

県営事業の実施状況 〜早期完了に向けて〜

昨今、国県の厳しい財政事情のなかで公共事業予算が削減され、土地改良事業予算が年々減少しています。現在、ほ場整備事業に取り組む6地区も例外でなく、長工期化している状況です。

ほ場整備事業の遅延は、意欲ある経営体の規模拡大やコストダウンに大きな障害となり、経営体の生産意欲を低下させる懸念があることから、当土地改良区の役員が一丸となって、国県へ要望活動などを続けています。この結果、平成24年度は、平成23年度予算を大幅に上回る予算が割当てられました。

引き続き、ほ場整備事業の推進と早期完了に向けて、当土地改良区の

【平成24年度】 関川水系土地改良区 農業農村整備事業(公共)地区予算一覧表

平成24年12月
単位：千円

事業名	地区名	着工	完了	総事業費	平成23年度まで		平成24年度以降		平成24年度割当			進捗率	関係市町村	備考 受益面積・ 関係農家戸数
					事業費	進捗率	残事業費	当初割当 (一次割当)	追加 (調整)	計				
ため池等整備 (老朽ため池)	青 野	21	25	118,400	80,952	68.4%	37,448	25,000	0	25,000	89.5%	旧上越市	A=120ha 117戸	
計	1地区			118,400	80,952	68.4%	37,448	25,000	0	25,000	89.5%			
ほ場整備 事業	三和西部	10	25	3,512,975	2,741,000	78.0%	771,975	239,000	42,000	281,000	86.0%	旧三和村 旧上越市	A=245.9ha 199戸	
	三和南部	11	27	4,628,996	3,332,000	72.0%	1,296,996	200,000	104,000	304,000	78.5%	旧三和村	A=295.1ha 288戸	
	中江北部第2	11	29	8,923,480	5,653,940	63.4%	3,269,540	401,000	359,000	660,000	70.8%	旧上越市	A=551.6ha 565戸	
	津有南部第2	11	28	3,594,243	2,174,000	60.5%	1,420,243	243,000	227,000	470,000	73.6%	旧上越市	A=216.3ha 312戸	
	津有南部第1	12	28	3,550,107	2,129,629	60.0%	1,420,478	183,000	0	183,000	65.1%	旧上越市	A=233.8ha 196戸	
新 進	16	26	1,755,606	910,400	51.9%	845,206	108,000	22,000	130,000	59.3%	旧上越市	A=199.9ha 212戸		
計	6地区			25,965,407	16,940,969	65.2%	9,024,438	1,374,000	654,000	2,028,000	73.1%		A=1,742.6ha 1,782戸	
合計	7地区			26,083,807	17,021,921	65.3%	9,061,886	1,399,000	654,000	2,053,000	73.1%			

役職員が一丸となって、24年度以上の予算確保に向けて鋭意努力していきます。
平成24年度の県営事業の実施状況は次のとおりです。

団体営事業の実施状況 〜地域の要望を受けて 農地・水利施設を整備〜

団体営事業とは、事業主体が土地改良区で、国・県の補助を受け実施する事業です。

既存施設は、整備してから相当の年数が経過しており、老朽化が著しく支障をきたしている状況です。

これら施設の補修や整備が一刻も早く必要という地域の要望を受けて、当土地改良区では緊急度を優先に順次、団体営事業を実施しています。

事業内容は、次のとおりです。

※（ ） 補助率・地区名

基幹水利施設ストック

マネジメント事業
（国50%・県25%・市10%・地元15%）

既存施設は、現在、老朽化のピークを迎えており、膨大な農業水利ストックの機能を効率的に維持するための整備を実施します。

排水路改良工事（高土地区）

11,900千円

基盤整備促進事業（農山漁村

活性化プロジェクト交付金）

（国55%・県17%・市10%・地元17%・5%）

地域の創意工夫を活かし、きめの細かい生産基盤の整備・保全を実施

します。

排水路改良工事（三田地区）

19,240千円



▲排水路改良工事（上越市三田）

土地改良施設維持管理適正化事業
（国30%・県30%・市6%・地元34%）

施設補修のための資金を積み立てし、この資金を利用して施設の定期的補修を行い、施設機能の保持と耐用年数の確保を図ります。

①水位計補修工事（関川頭首工）
3,500千円

②ゲート改修工事
（辰尾用水補給ゲート）
4,200千円

農業体質強化基盤整備促進事業
（関川地区・37工区）

農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良等の整備を実施します。

■定率助成（補助率国55%・市5%・地元40%）

※防草シートは市3%



▲可変速ポンプ吐出弁修繕 (上越市駒林)

- 11 排水路修繕 (福橋) 210千円
- 10 用水路修繕 (三ッ橋新田) 945千円
- 9 給水ポンプベース割れ修繕 (同) 189千円
- 8 用水路グレーチング改良 (同) 30千円
- 7 用水路修繕 (三ッ橋) 612千円
- 6 取水堰補修 (滝寺) 485千円
- 5 排水路切替 (中田新田) 998千円
- 4 給水ポンプ取替 (長岡新田) 189千円
- 3 可変速ポンプ吐出弁修繕 (駒林) 1,890千円
- 2 排水路柵板補修 (下吉野) 169千円
- 1 五貫野送水管補修 (上五貫野) 1,680千円

- 22 暗渠排水 (板倉区沢田) 14,963千円
- 21 用水路補修 (板倉区宮島) 74千円
- 20 暗渠排水 (板倉区南中島) 7,560千円
- 19 用水路布設・防草シート布設 (板倉区吉増) 1,628千円
- 18 防草シート布設 (西松野木) 10,080千円
- 17 防草シート布設 (同) 8,121千円
- 16 防草シート布設 (稲) 1,558千円
- 15 防草シート布設 (藤塚) 29,715千円
- 14 排水路補修 (本道) 462千円
- 13 転倒ゲート補修 (新保古新田) 168千円
- 12 分水工及び水路補修 (上千原) 407千円



▲排水路補修 (上越市本道)

- 23 幹線排水路修繕 (南新保) 1,103千円
- 24 重川第1号揚水機場給水ポンプ取替工事 (横曽根) 189千円
- 25 重川第1号ため池土砂吐改修工事 (横曽根) 473千円
- 26 重川第2号揚水機場給水ポンプ取替工事 (横曽根) 189千円
- 27 津有南部第2防草シート布設第2次工事 (稲) 840千円
- 28 用水路改修工事 (板倉区山部) 1,239千円
- 29 富岡用水路改修 (本道・門田新田) 483千円
- 30 富岡排水路改修 (中田新田) 1,575千円
- 31 用水路改修工事 (板倉区関根) 2,415千円
- 32 防草シート布設 (桐原) 5,303千円
- 33 遮水シート布設 (清里区今曽根) 未発注
- 34 区画拡大 (富岡) 767千円
- 35 暗渠排水 (高森) 2,856千円
- 36 区画拡大 (三和区法花寺) 3,549千円

■定額助成

区画拡大補助率 (国10万円・市1万円) / 10a・地元補助残

暗渠排水補助率 (国15万円・市1.5万円) / 10a・地元補助残

- 37 区画拡大 (板倉区高野) 5,565千円



▲区画拡大 (上越市三和区法花寺)



▲暗渠排水 (上越市板倉区沢田)

平成23年度決算報告
持続可能な土地改良区を目指して

はじめに

平成23年度は、農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中ですが、組合員の所得確保と農業経営の安定化を図るための土地改良事業の促進、当土地改良区の運営基盤の強化を目標に掲げ、取り組んできました。

1. 農業農村整備事業の促進

農業情勢がどう変わろうとも、農業経営基盤を磐石にするためには生産基盤整備は不可欠なものです。関川水系土地改良区管内では、ほ場整備事業7地区が継続中であり、国・県の財政も大変厳しいことは承知していますが、1年でも早い完了を目指して、昨年同様、引き続き関係当局へ早期整備の要請を行ってきました。さらに、ほ場整備事業の進捗を図るため「戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業」に取り組み、ほ場整備事業地区の暗渠排水工事を実施するなど、当初割当13億800万円に対して、最終的に37%増の17億9,300万円の事業費となりました。その結果、中江北部第1地区が平成23年度で完了し残り6地区となり、その進捗率は平成23年度末で68%（事業費ベース）となりました。

また、団体営事業では、基盤整備促進事業三田地区、基幹水利施設ス

トゥクマネジメント事業高士地区について、早期の事業効果を期待して事業費の増額割当を申請しました。さらに国の平成23年度第4次補正予算で「農業体質強化基盤整備促進事業」の創設に併せ、上越地域ではいち早く事業導入を決定し、平成23年度事業（平成24年度予算繰越）として「関川地区」（28工区）事業費1億8,349千円を申請し、管内の土地改良施設の整備促進に努めました。

2. 運営基盤の強化に

平成22年11月に新役員体制となり、新体制では経営検討委員会の経営改善方針を尊重して、役員報酬の減額、費用弁償・旅費日当の削減、さらに職員数及び人件費の削減を行いました。また併せて平成24年度からの経常費賦課単価改定を臨時総代会に提案し、持続可能な土地改良区を目指した運営基盤の強化に努めました。

3. 上江幹線用水路（上越市

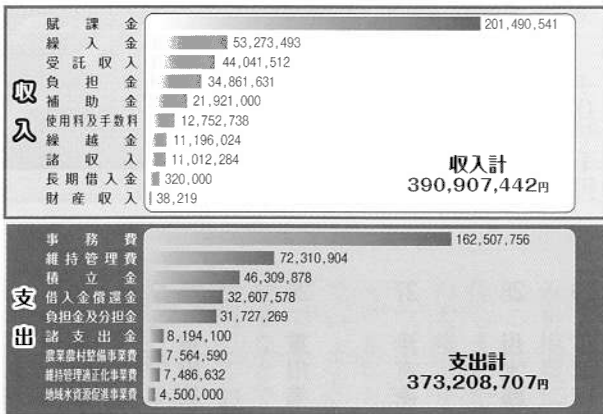
板倉区国川地内）地すべり災害

平成24年3月7日に発生した板倉区国川地内の地すべりは、3月13日に上江幹線用水路に達しました。用水路の防護と通水断面確保のために、上江幹線用水路内に仮設のポリパイプを設置しましたが、土砂が用水路（仮設ポリパイプを含む）を押し潰したため、通水が確保できなくなりました。このため、平成24年度下流域2,100haの用水を確保するため、仮回し（迂回）水路の設置を要望し、平成23年度並の水量の確保が可能となりました。

次の決算内容等を踏まえ、引き続き「持続可能な土地改良区」を目指して業務を行っていくこととしています。

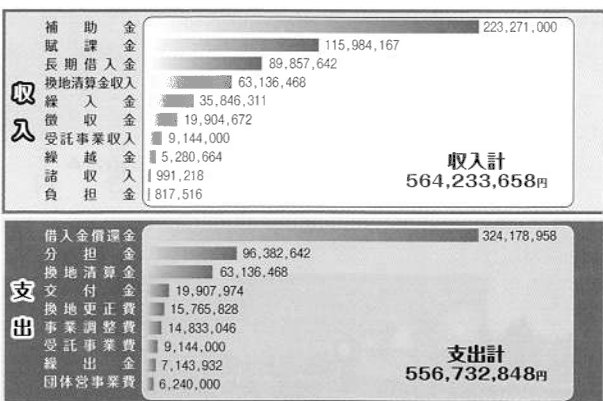
一般会計 平成24年度繰越額

17,698,735円 (単位：円)



ほ場整備事業特別会計 平成24年度繰越額

7,500,810円 (単位：円)



揚水機場維持管理費特別会計 平成24年度繰越額

41,939,908円 (単位：円)



積立金特別会計 平成24年度繰越額

1,528,170,620円 (単位：円)

会計名	収入済額	支出済額	収支差引額
財政調整基金積立金	530,084,055	55,948,699	474,135,356
基本財産積立金	386,321,873	0	386,321,873
決済金積立金	139,350,250	3,399,814	135,950,436
職員退職給与積立金	179,675,854	22,524,147	157,151,707
用地費等積立金	105,793,839	0	105,793,839
事業積立金	276,124,409	7,307,000	268,817,409
計	1,617,350,280	89,179,660	1,528,170,620

財産目録

〔資産の部〕

平成24年5月31日調製 単位：円

科 目	金 額	金 額
1. 流動資産		73,140,258
現金・預金	(67,139,453)	
(1)一般会計	17,698,735	
(2)ほ場整備事業特別会計	7,500,810	
(3)揚水機場維持管理費特別会計 (全地区合計)	41,939,908	
未収入金	(6,000,805)	
未収賦課金	平成23年度分 2,167,558	
	過年度分 3,019,422	
その他未収金	水路使用料 平成23年度分 20,000	
	水路使用料 過年度分 630,000	
	決済金 平成23年度分 100,000	
	決済金 過年度分 48,998	
	賦課清算賦課金 平成23年度分 14,827	
2. 特定資産		1,640,173,379
財政調整基金積立金	474,135,356	
財政調整基金積立金 (償還金立替金)	112,002,759	
基本財産積立金	386,321,873	
決済金積立金	135,950,436	
退職給与積立金	157,151,707	
用地費等積立金	105,793,839	
事業積立金	268,817,409	
3. 固定資産		182,556,137
土地	上越市大字長面14番地1ほか 95,485.84㎡	59,969,036
建物	関川水系土地改良区事務所	117,478,670
什器備品	事務所什器備品	5,108,431
資産合計		1,895,869,774

〔負債の部〕

単位：円

科 目	金 額	金 額
1. 長期負債		1,765,765,712
農林漁業資金借入金	1,754,551,712	
平準化資金借入金	11,214,000	
2. 短期負債		667,713,391
決済金積立金	135,950,436	
退職給与積立金	157,151,707	
用地費等積立金	105,793,839	
事業積立金	268,817,409	
負債合計		2,433,479,103

〔注記〕固定資産の集計方法について 建物・車輛運搬具・什器備品については、定額法による減価償却を実施し、期末簿価の集計である。*土地については、上越市固定資産課税明細書に記載の評価額の集計である。

関川水系土地改良区の業務全体の収支

関川水系土地改良区は、幹線用水路の維持管理はじめ、ほ場整備事業の促進、さらにはほ場整備事業で造成された揚水機場などの管理を行っています。これらの業務全体

収支がわかるように「一般会計」「ほ場整備事業特別会計」「揚水機場維持管理費特別会計」の決算額を合算し内容別に分類して表示しました。

()は10a当りの金額

収 入	支 出
①経常賦課金 1億4,308万円 (2,535円) 土地改良区の運営や維持管理にあてるため、組合員の皆さんから負担してもらうお金	①借入金の返済 3億8,880万円 (6,888円) 事業借入金の元金と利子の支払いにかかるお金
②特別賦課金 2億2,500万円 (3,986円) 特定の受益者から負担してもらうお金 (事業の借入金返済、事業の農家負担、揚水機場の維持管理費)	②土地改良区運営費 1億6,251万円 (2,879円) 土地改良区が行う基本的な業務にかかるお金
③補助金 2億4,519万円 (4,344円) 事業のために国・県・市から支給されるお金	③維持管理費 1億2,697万円 (2,249円) 土地改良区管内の維持管理にかかるお金
④事業のための借入金 9,018万円 (1,597円) 県営事業などの農家負担にあてるための借入金	④ほ場整備事業関係の仕事 5,965万円 (1,057円) 一時利用地収益差額を精算するための交付金やほ場整備事業の促進・換地更正などにかかるお金
⑤負担金収入 3,568万円 (632円) 他の団体や地元町内などから負担してもらうお金	⑤県営事業分担金 1億1,185万円 (1,981円) 県に支払う事業の地元負担金
⑥繰越金 6,162万円 (1,092円) 平成22年度の会計で余ったお金	⑥土地改良事業費各種補助事業 2,579万円 (457円) 土地改良区が行う維持管理適正化事業や各種補助事業の調査や建設のためのお金
⑦その他の収入 3,279万円 (581円) -その他の収入 (ほ場整備事業の一時利用地収益差額を精算するため徴収するお金など)	⑦負担金等 2,635万円 (467円) 土地改良区が所属する連合会などの団体へ支払うお金
⑧使用料収入 1,275万円 (226円) 用水路などを農業用以外の目的で使用する人が負担するお金	⑧換地清算金 6,314万円 (1,118円) ほ場整備事業の換地処分により換地評価が下がった人に支払うお金
⑨受託収入 5,319万円 (942円) 事業などの関係で、土地改良区が他の団体から仕事を受けることによって、その対価として入ってくるお金	⑨積立金 1,954万円 (346円) 土地改良区が将来のために積み立てるお金
⑩換地清算金徴収 6,314万円 (1,118円) ほ場整備事業の換地処分により換地評価が上がった人から徴収するお金	
⑪積立金の取り崩し 8,912万円 (1,579円) 不足財源を補てんするために積立金から取り崩して受け入れるお金	
10億5,174万円 (18,632円)	9億8,460万円 (17,442円)

支出に含まれる人件費 1億5,570万円
(正規職員25名・嘱託職員1名・用水調整員3名・派遣職員1名計30名)

21世紀土地改良区創造運動 ～小学校を中心に積極的に展開～

当土地改良区では管内の小学生をはじめ地域住民を対象に、施設見学会等による「21創造運動」を積極的に展開しています。

昨年は、3月から12月にかけて、延べ25回、533名の方々に、農業用水の歴史や土地改良区の役割、多面的機能の発揮や農業用水と水源林のかかわりなどを現地学習会や講習学習会、出前授業などを通じて伝えられました。

また、水源林の恵みを届ける農業用水のしくみが一目瞭然とわかる関川水系土地改良区ジオラマが大好評で8月8～9日、農林水産省「平成24年度子ども霞が関見学デー」で展示され、3,320名の多くの皆さんから水源林の恵みや農業用水のしくみを理解してもらいました。



▲年1回地域住民を対象に実施している農業用水水源林現地学習会（笹ヶ峰ダム：妙高市杉野沢）

回数	実施日	活動名	対象者	人数
1	6.27	中江用水講話学習会	上雲寺小4年生児童	14名
2	7.1	中江用水現地学習会	上雲寺小4年生児童	14名
3	7.29	稲荷中江用水現地学習会	飯農家組合	20名
4	8.5	農業用水水源林現地学習会	親子ほか	16名
5	8.17	中江用水現地学習会	戸野日小教員ほか	12名
6	8.19	農業用水現地学習会	上名柄町内会	18名
7	8.2	職地体験	有志中2年生	3名
8	8.23	JICA研修	ウズベキスタンほか	12名
9	9.3	研修視察	西蒲原土改	20名
10	9.14	農業用水講話・現地学習会	新井南小4年生	18名
11	9.27	中江用水出前授業	小嶽小4年生	32名
12	9.28	ジオラマ研修視察	海線土改	5名
13	10.1	中江用水現地学習会	小嶽小4年生	32名
14	10.16	中江用水現地学習会	諏訪小4年生児童ほか	24名
15	11.5	中江用水現地学習会	北諏訪小4年生児童	8名
16	11.7	上江用水現地学習会	高士小4年生児童	10名
17	11.8	上江用水現地学習会	矢代小4年生児童	8名
18	11.9	農業用水出前授業	針小4年生児童	17名
19	11.12	中江用水現地学習会	豊原小4年生児童	29名
20	11.15	上江用水講話・現地学習会	清里区民	30名
21	11.16	農業用水現地学習会	針小4年生児童	17名
22	11.19	中江用水現地学習会	新井中央小4年生児童	64名
23	11.22	上江用水現地学習会	上杉小4年生児童	12名
24	12.10	農業用水出前授業	富岡小4年生児童	15名
25	12.14	農業用水出前授業	高志小4年生児童	83名
合 計				533名



▲たくさん子どもたちが見学した関川水系土地改良区ジオラマ（農林水産省：東京都千代田区霞が関）

昨年の取組みを生かして、本年は、さらに多くの方々に啓発を図ってきたいと考えています。

上越市農林水産業振興協議会 ～サイフォン模型・ペーパーペン製作～

農業用水に欠かすことのできない「サイフォン」の模型と学習会等で使用してもらうための「ペーパーペン」を製作しました。

この製作は、新潟県・上越市・上越管内の土地改良区で組織する上越市農林水産業振興協議会の広報活動の一環として製作していただき、6月末に完成しました。

「サイフォン」は、用水路が河川などを横断できないときに、地下に設けるトンネル水路のことを言います。用水の現地学習会では、子どもたちからサイフォンについて数多くの質問があります。今回、そのしくみを模型にして子どもたちが実験することで理解を深めてもらおうと製作しました。この模型は、中江用水の大熊川サイフオンのしくみモデルにしています。

※見学希望・興味のある方は、21創造運動班までお問い合わせください。
TEL: 025-522-5722



▲理解度向上に期待が寄せられるサイフオンのしくみ模型



▲上越市環境フェアでは紙芝居が活躍（上越市市民プラザ：上越市土橋）

想をいただいています。「ペーパーペン」は、学習会等のイベント参加者に配布しています。ペンの材質は、環境にやさしい再生紙でできています。表面に「未来につながる！水・土・里の恵み」というロゴを印刷して、農業農村を未来に残していこうというメッセージを発信しています。

今後も用水の現地学習会や出前授業などで、サイフオンのしくみ模型とペーパーペンを有効的に活用して、多くの皆さんに農業用水の歴史や役割、多面的機能などを啓発していきたいと考えています。



▲農業農村を啓発するペーパーペン

中学生が職場体験 ～社会人育成に寄与～

平成24年8月20～25日、上越市立雄志中学校の2年生3名が、就業体験に来訪されました。

当土地改良区では、職場体験を通じて、就業観や勤労観を育み、働くことの意義や自分の将来を明確に考え、主体的に行動できる生徒の育成に寄与するものと考えています。また、上越市における将来の担い手を育成する絶好の機会として、当土地改良区では、中学校や高校に対し、全面的に協力しています。

生徒からは笹ヶ峰ダムの維持管理業務や当土地改良区の事務業務・維持管理業務を体験してもらいました。



▲関川頭首工のゲート操作を体験する生徒
(妙高市広島)



▲友好を深め記念撮影する生徒
(関川水系土地改良区：上越市長面)

また、国際協力機構（JICA）の研修で来訪された中央アジア諸国の行政職員一行と同行して、当土地改良区の概要について学び、この対応にも当たってくれました。

24日（最終日）、ロシア語で「ブードゥー ラット フストリチツァ スヴァーミー イシヨー（また会える日を楽しみにしています）ダス ヴィダーニア（さようなら）」と緊張した表情で片言のあいさつを交わし、コミュニケーションを深めてもらいました。

当土地改良区の業務を体験したことで、生徒の将来に少しでも参考になり、立派な社会人となることを期待しています。

かんがい・水管理学ぶ ～中央アジアの技術者が視察～

平成24年8月23～24日、タジキスタンなどの中央アジア諸国の行政職員一行9人が、当土地改良区を来訪されました。

一行は技術系の職員で、国際協力機構（JICA）が8週間の予定で受入れ、現地視察先として当土地改良区管内が選定されました。

ソビエト連邦崩壊後、同地域では各国によるかんがい・水管理システムが十分機能しているとは言えず、末端ほ場への確実な水供給が問題となっています。日本型の農業用水管理組織、土地改良区の役割や運営、行政との役割分担などを学ぶことで、自国のしくみづくりの参考にし



▲中江用水大熊川サイフォンのしくみを学ぶ
(上越市板倉区熊川)



▲農業用水と発電のしくみを学ぶ
(野尻湖揚水所：長野県上水内郡信濃町野尻)

（株）が管理する板倉取水堰堤（妙高市巻淵）から末端ほ場（上越市上千原地内）を視察されました。タジキスタンのソグッドサイロヴァ・シャフロさんは「土地も水も効率的に使っている姿に感銘を受けた。稲が豊稔と並ぶ水田が本場に美しい」との感想でした。

24日は、水源池の笹ヶ峰ダム（妙高市杉野沢）・野尻湖揚水所（長野県上水内郡信濃町野尻）を視察されました。

笹ヶ峰ダムでは構造・貯水量・水源からほ場までの流れについて説明を受けました。また、野尻湖では東北電力（株）職員から農業用水と水力発電との関係について説明を受けました。

一行からは「無駄なく水を使うシステムが素晴らしい」との声が数多く聞かれました。

ようとう
来訪さ
れまし
た。23
は、当
土地改
良区の
会議室
で概要
説明を
受けた
後、東
北電力

平成25年度用水通水計画

～効率的な利用にご理解を～

平成25年度の用水通水計画は、理事会で慎重審議をいただきました結果、前年度と同様の計画となります。なお、当土地改良区といたしましては、用水確保に向けて全力を傾注いたしますが、限られた通水量となりますので、用水の効率的な利用にご協力をお願いいたします。合わせて、各号線毎で十分協議され、円滑な田植えを計画されますようお願い申し上げます。

平成25年度の用水通水計画は、次のとおりです。

平成25年度 用水通水計画

施設	苗代用水	管理用水	代かき用水
中江幹線用水路	4月1日	5月1日	5月4日
上江幹線用水路	常時通水	4月27日	5月1日
関川右岸幹線用水路			
大道子安幹線用水路	4月10日	-	5月5日
稲荷中江幹線用水路	4月3日	5月3日	5月5日
参賀用水路	常時通水	4月27日	5月1日
青野池			
岡沢頭首工	-	-	5月1日
名柄堰頭首工			

※許可水利権による適正な取水管理を行うため、無駄のない取水管理にご協力願います。

【留意事項】
1. 計画取水日を無視した取水により、上下流部並びに近隣耕地に迷惑をかけるないようにお願いいたします。

2. 近隣耕地の作業状況を見ながら、迷惑がかからないように取水するようお願いいたします。

かんがい期を迎えると各用水路やため池は、満水の状態となります。当土地改良区といたしましては、事故防止対策に努めますが、皆様からも水難事故の防止にご留意下さるようお願い申し上げます。

平成25年度揚水機場 稼働スケジュール

～適正な管理操作にご理解を～

揚水機場の稼働スケジュールが、

平成25年度 揚水機場稼働スケジュール

揚水機場名	稼働曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
東中島地区	第1号揚水機場					○	○
	第2号揚水機場			○			○
上千原地区	第1号揚水機場	○				○	○
	第2号揚水機場		○	○			○
重川地区	第1号揚水機場		○			○	○
	第2号揚水機場	○					○
重川上流地区	第1号揚水機場		○	○			○
	第2号揚水機場	○					○
上江保倉地区	第1号揚水機場	○				○	○
	第2号揚水機場		○	○			○
	第3号揚水機場			○	○		○
	第4号揚水機場		○				○
	第5号揚水機場	○				○	○
板倉西部地区	第1号揚水機場		○	○			○
	第2号揚水機場	○					○
中江北地区	第1号揚水機場		○	○			○
	第2号揚水機場	○					○
	第3号揚水機場		○	○			○
中江北地区	第1号揚水機場		○	○			○
	第2号揚水機場				未稼働		
	第3号揚水機場		○	○			○
	第4号揚水機場	○					○
	第5号揚水機場		○	○			○
	第6号揚水機場	○					○
津有南第1地区	揚水機場		○	○			○
津有南地区	第1号揚水機場				自然圧かんがい		
	第2号揚水機場	○					○
	第3号揚水機場		○	○			○
三和西部地区	第1号揚水機場		○	○			○
	第2号揚水機場	○					○
	第3号揚水機場		○	○			○
三和南地区	第1号揚水機場		○	○			○
	第2号揚水機場	○					○
	第3号揚水機場		○	○			○
	第4号揚水機場	○					○
高土西部地区	揚水機場		○	○			○
保倉中部地区	揚水機場		○	○			○
保倉西部第1地区	第1～5号揚水機場				地元対応		

※1 稼働予定曜日は、代かき用水後の「通常時（管理用水期）」限定となります。
※2 稼働にあたっては、稼働日の厳守と稼働曜日以外は用水からの取水を止めてください。

【留意事項】
□座振替契約をされている方は、振替日に残高不足ですと振替不能となりますので、振替日前に残高確認をお願いいたします。

取扱金融機関
ゆうちょ銀行・第四銀行・えちご上越農業協同組合・上越信用金庫・新井信用金庫

□座振替が可能な金融機関は、次のとおりです。
□座振替は、納期のつど金融機関に行かなくても済むので「便利」です。
□座振替は、うっかり納め忘れるという心配がないので「確実」です。
□座振替が可能な金融機関は、次のとおりです。

賦課金の納入は
～安全・便利・確実な口座振替で～



地元関係者との協議により次のとおり決定いたしました。
なお、自動給水栓の操作には、次の点について、ご注意ください。
【留意事項】
① 自動給水栓にセンサーを設置すること。（下記参照）
② 排水口の板をかけ流しにならない程度に調整すること。
センサーによる給水を行う際は、必ず手動給水栓を閉めてください。センサーが設置されていない、排水口の板が低いためにかけ流しになっている場合は、権限を有する揚水機場運転員が強制的に給水栓を閉めるなど、適正な水配分を図りますので、ご理解ください。

「いつかり忘れていませんか？」
土地改良区への届出
 農地の権利異動・組合員資格の変更には届出が必要

農業委員会に届出済み、あるいは登記が完了したので、当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されることお考えの方がよいようです。土地改良区では、土地改良法第43条第1項の資格督喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課することになりますので、ご注意ください。

農地の権利関係に、次のような異動があった場合は、総務課まで必ず届出ください。

- ・ 農地の権利異動があったとき（売買・交換・賃貸借等）
- ・ 農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）
- ・ 組合員が亡くなったとき
- ・ 組合員が住所・口座・名義を変更したとき

- 【留意事項】**
- ※1 賃貸借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。
 - ※2 当年3月31日を過ぎての届出は、翌年度からの変更となります。

農地転用申請

公共事業の転用にも必要
 地区除外申請と決済金が必要

当土地改良区管内の農地を農地以外（住宅・資材置場・駐車場など）に転用する場合、土地改良法第42条第2項により、農地転用の届出（地区除外申請）と転用に伴う決済金の納入が必要で、なお、公共事業用地（道路・公園・河川など）として、売却、寄付した場合でも同様となりますので、ご注意ください。

※ 決済金は、当該農地に投資した土地改良資金の借入金残額や今後必要とされる維持管理費等のことです。

～ 決済金負担者はどちらが？～

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請・転用決済金等について、事業主体と十分に協議してから、当土地改良区への申請をお願いいたします。

～ 除外申請後は決済金の納入を！～
 地区除外申請後、決済金を納入いただかないと土地原簿から面積削除ができないため、従前どおり賦課されますので、ご注意ください。
 手続きやご不明な点は、業務課までお問い合わせください。

土地改良施設を農業用以外で使用するとき

当土地改良区が維持管理する用排水路、農道、ため池などの土地改良施設を「農業以外の目的」で使用する場合は、他目的使用申請と手数料の納入が必要となりますので、次のような場合は、業務課まで必ず届出ください。

- ・ 生活雑排水、合併浄化槽処理排水を土地改良施設である排水路へ放流するとき
- ・ 土地改良施設（農道・水路）を架橋（蓋板を含む）その他で使用する時

※各種申請書の様式は、当土地改良区のホームページからもダウンロードすることができますので、ご利用ください。

滞納賦課金の対応について

賦課金を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいますが、賦課金を納期限内に納付しなければ、土地改良区から催促の通知書（督促状等）が送付されます。また、賦課金を滞納されると、本来納めるべき賦課額のほかに、延滞金等がかかります。

厳しい農業状況のなかでも、ほとんどの組合員の方から納期限内に賦課金を納入していただいています。その一方で、様々な理由により、未納となっている滞納者や、滞納額が累積し高額となっている滞納者もいるのが現状です。

経常賦課金は土地改良区の運営費・維持管理費に充てられます。また、特別賦課金は土地改良事業の借入金の返済に充てられます。

一人に未納者があっても土地改良区全体としては公平の原則が維持できなくなりますので、早期の納入にご協力ください。

なお、納期限を過ぎますと督促手数料・延滞金（当該年度末3月31日までの期間については年7.3%、翌年度4月1日から納入までの期間については年14.6%）が加算されます。

たび重なる催告にもかかわらず納入いただけない方に対しては、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行なうこととなります。【土地改良法第39条】

【差押え】
 差押えの対象となる主なものは、土地・建物・自動車などの不動産等、預貯金・給与・生命保険金などの債権等、手形・小切手などの有価証券などに対して差押えを行います。

注意！
滞納賦課金は新組合員に継承

土地改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交代する場合、その土地に滞納賦課金があると新しくその土地を取得した方に滞納賦課金を支払う義務が生じることになります。【土地改良法第42条第1項権利義務の継承】
 農地の売買等の契約をされる場合は、後日、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってから滞納賦課金を清算するようにお願いいたします。



▲雪で埋まった稲荷中江幹線用水路 (上越市飯地内)

幹線用水路への投雪・排雪禁止!

積雪が多くなると幹線用水路に投雪・排雪されている方がいます。小型除雪機はもとより大型除雪機で排雪されている方も見受けられます。幹線用水路に投雪・排雪されると雪塊になって、せき止められ溢水することがあります。過去にも住宅で溢水被害があり、ご迷惑をおかけしたことがあります。

幹線用水路への投雪・排雪によって、住宅・農地に多大な被害を及ぼすことがありますので、絶対に投雪・排雪をしないようお願いいたします。

もしも、投雪・排雪を行っている方を見かけましたら、当土地改良区までご連絡をお願いいたします。

業務方針

～ 用水管理と生産基盤整備を推進～

用水管理と生産基盤整備を通じて地域農業の維持・発展に寄与するのが土地改良区の使命です。このため、早くから積極的に経営体育成のほ場整備事業に取り組ましました。

早く整備された揚水機場は10年以上経過し、機器の修繕や更新が発生してきています。また、昭和40～50年代のほ場整備事業により造成された施設等は老朽化が顕著になっています。突然の故障・修繕は営農に大きな支障を及ぼし組合員の所得確保にも影響を及ぼします。

土地改良区では、下記の業務方針を掲げ用水管理と生産基盤整備を役員一丸となって取り組めます。

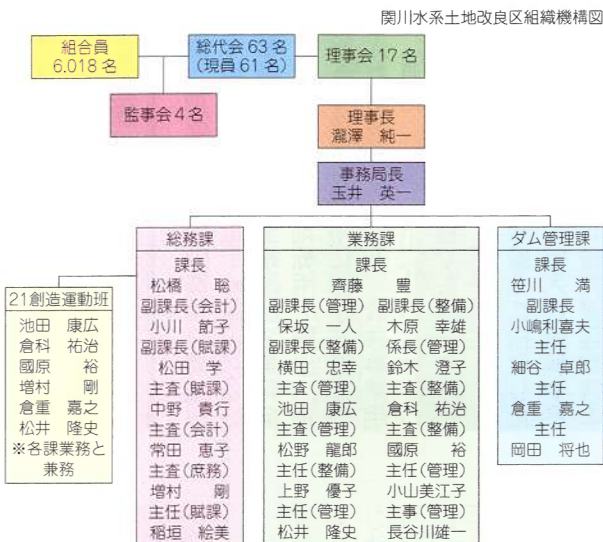


Table with 2 columns: Section Name and Description of Duties. It lists responsibilities for the General Affairs Section (e.g., notices, accounting), Business Section (e.g., water adjustment, maintenance), and Dam Management Section (e.g., dam management, regional cooperation).

なお、1月時点で職員の人事異動はありません。

【業務方針】

- ① 新たな維持管理基準に基づき、維持管理体制の徹底を図る。
② ほ場整備事業実施地区の事業推進を図る。
③ ほ場整備事業により整備された揚水機場の維持管理体制を検討し、土地改良区としての揚水機場維持管理方針を作成する。
④ 老朽化が進む土地改良施設の整備・更新を積極的に補助事業を活用して取り組む。
⑤ 国営土地改良事業「関川二期地区の同意徴収が円滑に進むよう体制整備を行う。

編集後記

明けましておめでとうございます。広報第16号の内容はいかがでしたか。

昨年、3月7日に発生した上越市板倉区国川の地すべりで被災された皆様、未だに避難をされている皆様に心より御見舞い申し上げます。そして復旧に当たられているすべての方々に敬意を表します。

上江幹線用水路の復旧工事も順調に行われ、3月中旬には完成予定とのことで、喜んでおります。

本年こそは災害なく、万事が飛躍する年であって欲しいと願っています。
(松・増)



▶ 保倉地区内を元気に飛び白鳥 (上越市上呂野) 提供者...かみよしの池自然環境を守る会 武田宗三様



再生産可能な植物油を原料としたインキを使用しています。FSC® 認証は、原材料として使用されている木材が適切に管理された森林に由来することを意味します。